

犬鳴ダム放流設備点検業務委託 特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、福岡県直方県土整備事務所において発注する「犬鳴ダム放流設備点検整備業務委託」(以下「業務委託」という。)に適用する。

(目的)

第2条 業務委託は、福岡県犬鳴ダムに設置された放流設備の点検を実施し、各機能を正常な状態に維持することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「監督職員」とは、発注者の意図する業務を完了させるために、受注者または管理技術者との間で、指示、承諾及び協議を行う者であり、総括監督員、主任監督員、及び監督員を総称している。
- (2) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、受注者が定めたものをいう。
- (3) 「指示」とは、発注者の発議により監督職員が受注者に対し監督職員の所掌事務に関する方針基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (4) 「承諾」とは、受注者の発議により受注者が監督職員に報告し、監督職員が了承することをいう。
- (5) 「協議」とは、監督職員と受注者とが対等の立場で合議することをいう。

(一般的義務)

第4条 受注者は業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する点検者を当てるものとする。

- 2 点検者は業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなければならない。
- 3 点検者は業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 点検者は業務の履行に直接関係ない場所に出入りしてはならない。
- 5 点検者は業務の履行において、安全の確保並びに火気などの取扱いに留意しなくてはならない。
- 6 点検者は、別途履行中の他の業務と履行場所が同一、又は業務内容が関係する場合は、相互に協調を図るものとする。

(点検者)

第5条 点検は、基礎的な技術知識を有し、かつ相当程度の経験を有する技術員及び高度な専門技術を修得し熟練した技術者により行うものとする。

(管理技術者)

第6条 受注者は管理技術者を定め、業務に関する一切の事項を処理させるものとする。

- 2 管理技術者は、業務の履行に関し必要な能力と経験を有するものでなくてはならない。

(打ち合わせ)

第7条 管理技術者は、監督職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し打ち合わせの際、相互に確認するものとする。

(点検業務内容)

- 第8条 点検業務内容は、別紙「設備点検整備記録、測定記録」に基づくものとする。ただし、この項目以外にも必要と認められる箇所については、発注者と受注者が協議の上、実施するものとする。
- 2 受注者は、常に設備の保全と事故防止に留意し、装置等が損傷を受ける恐れがある場合は速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
 - 3 受注者は、委託業務を実施する時は事前に工程表を発注者に提出し、点検内容等について承認を受けるものとする。
 - 4 受注者は、委託業務を実施の際に発見した故障箇所及び修理を要する箇所について、故障の程度及び修理に要する時間、必要部品等を調査の上、発注者に報告するものとする。
 - 5 受注者は、委託業務の性質上当然行わなければならない事項及び役務のみで実施できる軽微な調査等については、行わなければならない。

(実施基準等)

第9条 委託業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 国土交通省 機械設備 土木工事各共通仕様書
- (2) (社)水門鉄管協会 水門扉管管理要領
- (3) その他の関係諸法令

(貸与品等)

- 第10条 業務に直接必要な図書、予備品及び測定器具等は、発注者の所有するものを使用できるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により発注者の予備品又は付属品等を使用する場合は、事前に監督職員の許可を得るものとし、その内容を打ち合わせ簿に記載するものとする。
 - 3 使用を許可された予備品・付属品に受注者が損傷を与えた場合は、受注者の責において無償修理を行うものとする。

(履行上の責任)

第11条 業務の履行後生じた不良箇所で明らかに受注者の責に起因すると認められるものについては、受注者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

- 第12条 点検者は、業務の履行に適した服装とし腕章などにより身分を明確にあらわすものとする。また常に環境整備等に留意するものとする。
- 2 業務の履行に当たっては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務の一時停止)

第13条 業務の履行中、監督職員から業務の一時停止の指示を受けた場合は、それに従うものとする。

(臨時の処置)

- 第14条 点検者は、業務の履行中において施設等に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 前項の場合又は監督職員が臨時に業務を指示した場合は、受注者はこれに応ずるものとする。なお、この場合受注者の責に帰するものを除き契約変更の対象とする。

(検査)

第15条 受注者は、出来高検査及び完了検査を受ける場合は、あらかじめ設備点検整備記録簿、測定記録簿並びに関係資料等の成果品を提出し、管理技術者が立ち会いの上検査を受けるものとする。

(提出図書及び部数)

第16条 受注者は、契約期間の間に次に掲げる書類を作成し、提出するものとする。

- (1) 履行計画書 1部 (契約後速やかに監督職員に提出のこと。)
 1. 業務内容
 2. 全体工程表
 3. 履行体制 (点検組織、連絡体制)
 4. その他 (準備測定器一覧、点検報告書様式雛形等)

- (2) 点検報告書 ファイル2部及び電子データ 1部
 1. 業務履行結果の概要及び所見
 2. 点検報告書 (点検記録簿及びデータ類、潤滑油の残量)
 3. 点検写真 (一連の点検進捗の流れが把握できるよう、整理・編集すること。)
報告書はA4ファイルに綴じインデックス等を使用し、内容の整理に努めること。
 4. 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

- (3) その他発注者が必要と認める図書 1部
 1. 業務における指示、承諾及び協議に関する書類

(その他)

第17条 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。